

歩行者利便増進道路（ほこみち）における道路占用許可申請の手続きについて

令和5年5月1日に、市道鶴721号線（JR鶴沼駅前広場）、市道鶴1423号線（鶴沼空中歩道）が「歩行者利便増進道路（ほこみち）」に指定されました。今後は、道路占用申請を行うことでキッチンカーや露店の出店等を行うことができます。（鶴沼空中歩道については、火器の使用を伴う出店はできません。）

ほこみちの道路占用申請手順について

1: 初めて出店される方は、「歩行者利便増進道路」での営業者証明書に関する規約をご一読いただき、**出店申込書、表明・確約に関する同意書**の提出をお願いします。2回目以降の出店の方で、雇用者等に**変更がない場合は**、2回目以降は出店申込書、表明・確約に関する同意書の提出を省略できます。

営業者証明書の発行まで2～3週間程度の期間を要します。

2: 出店を希望される日時に、占用範囲の空きがあるかどうかを建設管理課でご確認ください。（空き状況について、電話でもご確認いただけますが、占用申請は窓口のみとなります。）

道路占用許可申請書の受付順に許可書の発行を行います。希望の日時、場所の確保ができなかった場合は、別の日時、場所での申請をご検討ください。多数の申請があった場合は抽選とさせていただきます。

3: 占用範囲の空きがある日時にて、**道路占用許可申請書（歩行者利便増進道路）**をご提出ください。

道路占用許可書の発行まで2週間程度の期間を要します。

4: 占用許可申請は、占用開始の月より3カ月前の月初めの開庁日より申請することができます。

（例：令和5年7月3日に申請する場合は3カ月後が10月なので、最長で令和5年10月1日から令和5年10月31日まで占用できます。）

5: 一度納付された占用料を返還することはできません。